社会福祉法人昭和村社会福祉協議会　暮らしサポート応援事業実施要綱

（目　的）
第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年１２月１７日法律第１２３号）に規定される訪問介護事業の該当とならない家事や介護、その他のサービスを提供し対象者の在宅生活の継続をサポートし、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

（対象者）
第２条　本事業の対象者は次の各号に定める者とする。
（１）昭和村に住所を有する本会の介護保険サービス（総合事業を含む）を利用する者
（２）昭和村に住所を有する本会の本事業以外の地域在宅福祉サービスを利用する者
（３）その他本会会長が必要と認める者

（対象事業）
第３条　本事業の対象サービスは次のとおりとする。
（１）家　事　ご家族の食事作りや掃除など家事全般、手間のかかる料理、大掃除、庭の手入れ・園芸、雪かきなど
（２）介　護　入浴介助、排泄介助、着脱介助、病院内の介助など
（３）その他　各種付き添い、お話相手や娯楽のお相手、ペットの散歩やお世話など
２　前項の規定に関わらず、営利活動、宗教活動、反社会的勢力活動及び関係法令に抵触するサービスは対象外とする。

（営業日及び営業時間）
第４条　本事業の営業日及び営業時間は指定訪問介護事業運営規程第５条を準用する。

（利用限度時間）
第５条　本事業の１ヵ月に利用出来る時間数はその月の１日から末日までで利用者一人あたり３時間を限度とする。また、１日あたり１時間を限度とする。但し、会長が必要と認めた時はこの限りではない。

（利用料金）
第６条　本事業のサービス利用料は次のとおりとする。但し、生活保護世帯は規定する額の半額とする。
（１）　３０分まで　　８００円
（２）　６０分まで　１，５００円
２　本会はサービス利用料金を１月分まとめて翌月に請求し、利用者は請求のあった日の属する月の末日までに指定の方法で納入するものとする。
（１）現金による納入
（２）指定金融機関への振込
（３）指定金融機関での口座振替

（利用申込）
第７条　本事業の利用を申込する者は暮らしサポート応援事業利用申込書別記（様式第１号）により本会会長に申請をするものとする。

（利用決定）
第８条　前条の規定により申請書の提出を受けた時、会長はその内容を確認し適当と認められる場合は暮らしサポート応援事業利用決定通知書別記（様式第２号）を申請者に交付するものとする。
２　前項の利用決定通知書の交付をもって当該サービスの契約を締結したものとみなす。

（契約の解除）
第９条　次の各号に該当する場合には利用契約は解除する。
（１）正当な理由なく本会が利用者に対して当該サービスを提供しないとき
（２）正当な理由なく利用者が当該サービス利用料金を２ヵ月分以上納入しないとき
（３）利用者が死亡その他第２条の対象者の要件を欠くに至ったとき
（４）その他本会及び利用者の協議によるとき

（賠償責任保険）
第１０条　本会は、当サービスの提供に際し利用者への身体及び財物等を補償するための賠償責任保険に加入するものとする。

（その他）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、暮らしサポート応援事業の実施に関する必要な事項は会長が決定をする。

附則１　この要綱は、平成３０年７月１日から施行する。
　　２　外出付き添いサービス実施基準は、平成３０年６月３０日をもって廃止する。